

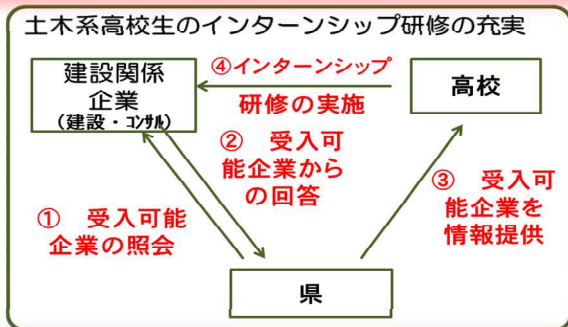
## 建設関係企業の担い手確保・育成の取組を応援します！

建設業の年齢別就業者数は55歳以上が約34%、29歳以下が約11%となっており、若年人口の減少と団塊世代の引退により、近い将来の担い手不足が懸念されます。これの対処には、若者や女性の就業確保と育成が重要です。

また、品確法等担い手3法の改正により、担い手の確保・育成が建設業者の責務として明記されました。

鳥取県は、皆様の行う担い手の確保・育成の取組について、次の6つの支援を用意しました。

### インターンシップ研修受入企業支援事業



県内土木建設業への就業意欲向上のため、土木系高校生の「実習、体験学習」や「学外実習」を受け入れた建設関係企業へ受入に伴う経費の一部を支援します。

- ＜支援企業予定数＞ 30社
- ＜補助対象者＞ 土木建設業者、建設コンサルタント
- ＜支援内容＞ 受入日数あたり 9,000円/日
- ＜申請期限＞ 研修実施の20日前まで

問い合わせ：県土総務課 0857-26-7347

事業所も  
OK！

### 建設業で働く女性の就労環境整備事業

施工現場又は事業所において、女性労働者が働き続けることができる環境の整備を推進する建設関係企業へ、環境整備に要する経費の一部を支援します。

- ＜補助対象者＞ 建設業者、交通誘導警備業者等
- ＜支援内容＞ 環境整備に要する経費の1/2(上限225千円)
- ＜支援対象となる主な環境整備＞
  - ・施設・設備等の設置、改修等(リースを含む。)  
例：女性専用仮設トイレ等の設置、現場事務所の改修(更衣室確保に向けた間仕切りの設置)など
  - ・就労環境改善に向け必要とする備品等の購入(リースを含む。)  
例：女性専用作業服等の購入など
- ＜申請期限＞ 2月末日まで

#### ＜留意事項＞

- ① 現場環境改善の補助対象者は、県発注工事を直接受注した元請業者又は下請業者(交通誘導警備受託者を含む。)で、女性労働者を延べ20日/月以上従事させた者です。
- ② 事業所環境改善の補助対象者は、施工現場に従事する女性労働者を雇用し、県内に事業所を有する者です。
- ③ 社会保険等適用事業所が対象です。
- ④ 年度をまたぐ工事において行った環境整備については、交付申請年度内に係る経費のみが支援対象となります。
- ⑤ 支援を受けて整備した設備等の処分は、一定の制限を受けます。
- ⑥ 環境整備前に、必ず交付決定を受けてください。

問い合わせ：県土総務課 0857-26-7347

### 鳥取県建設業魅力発信事業

若者や女性に建設業に興味・関心を持ってもらうためのイベントを開催するなど、建設業の魅力発信や人材確保に意欲のある企業・団体の行う取組に対して経費の一部を支援します。

- ＜補助対象者＞ 建設業者、建設コンサルタント、建設業団体等
- ＜支援内容＞  
広告宣伝費、印刷製本費、委託費、会場借上げ代、参加者送迎のためのバスの借上げ料、講師謝金、人件費、資機材費等の経費の1/2(上限750千円)
- ＜申請期限＞ 事業実施の30日前まで

#### ＜取組事例＞

- 出前講座等
- 若者や女性に興味・関心を持ってもらうためのイベントやシンポジウムの開催
- 新聞、PR冊子、カレンダー等による広報

問い合わせ：県土総務課 0857-26-7793

## 鳥取県建設工事新規入職者トレーナー事業

新規入職者の建設業への定職率の向上を図るため、建設業の施工現場への従事体験を希望する者を受け入れ、育成を図るための訓練を行う中で、この現場体験希望者の適性の判断の支援を行う受入企業に対して、必要な経費の一部を支援します。

ハローワーク求人後は、ハローワーク未経由の雇用も、補助の対象となります！

＜補助対象者＞ 建設業者（社会保険等適用事業所が対象です。）

＜訓練期間＞ 2ヶ月を超え4ヶ月まで

＜支援内容＞

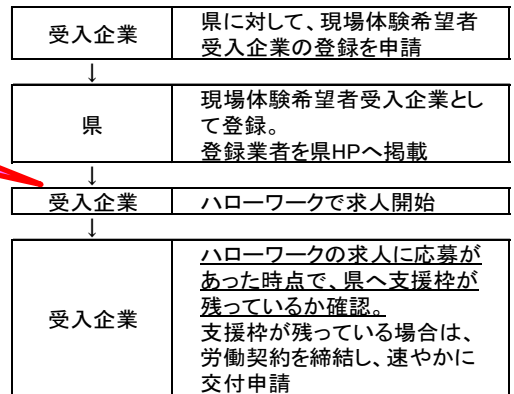
- ・ 現場体験希望者の賃金相当額 上限160千円/月/人(2ヶ月以内)
- ・ 上記に係る法定福利費事業主負担相当額 上限27千円/月/人(同上)
- ・ 訓練経費(トレーナー人件費)の一部補助 30千円/月/人

＜支援対象となる新規入職者の主な要件＞

- ・ 45歳未満であること
- ・ 受入企業の親族でない、また、受入企業に雇用された経験がないこと
- ・ 新卒者でないこと
- ・ 建設業に従事した経験が1年未満であること(県外移住者は問わない。)

＜申請期限＞ 1月末日まで

～交付申請までの流れ～



注：応募があった場合は、労働契約前に、支援枠の残を確認してください。

問い合わせ：県土総務課 0857-26-7347

## 鳥取県建設労働者等スキルアップ事業

＜H30年度交付申請期限等＞

【申請期限】 1級：H30.6.15

2級：H30.7.31

先着順(1級・2級各20名まで)

1事業者3名分まで申請可

(1人当たり毎年度1回、通算2回まで)

注：研修受講前に、必ず交付決定を受けてください。

事業者に所属する建設労働者が1級又は2級土木施工管理技士資格を取得するために民間研修を受講する際、その受講料の一部を支援します。

＜補助対象者＞ 建設業者

＜支援内容＞

民間企業等が実施する土木施工管理技士資格取得のための研修(通信教育、インターネット等による受講は除く。)の受講料について、研修参加者1名当たり30千円/年まで

注：旅費等受講料以外の経費は、補助対象外です。

＜対象となる労働者＞ 年度当初時点で満40歳以下の方

問い合わせ：県土総務課 0857-26-7793

## 鳥取県建設労働者スキルアップ研修フォロー事業

事業者に所属する建設労働者が2級土木施工管理技士資格を取得するために、県が実施する研修を受講する際、その研修期間中、受講者の業務をフォローする者の人件費の一部を支援します。

＜補助対象者＞ 建設業者

＜支援内容＞

1事業者当たり、研修受講者数にかかわらず、  
10千円/日×研修受講日数を上限に支援

＜対象となる労働者＞

対象研修を受ける方が年度当初時点で満40歳以下の方

- ① 県が実施する対象研修については、内容、日程が決まり次第、技術企画課のホームページ等で公表します。
- ② 交付申請の時期についても、対象研修の日程等が決まり次第、公表します。
- ③ 先着6社まで

問い合わせ(補助金交付関係) 県土総務課 0857-26-7793  
(対象研修関係) 技術企画課 0857-26-7499



御活用をお待ちしています

～県ホームページ(とりネット)で補助金交付要綱等を確認できます～  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/247327.htm>